

議案第40号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-------|---|-------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務の種類 | 手数料の額 | 事務の種類 | 手数料の額 |
| 1～22 [略] | | 1～22 [略] | |
| 23 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再検査 (1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （前号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 ア～オ [略] (3)・(4) [略] | [略] | 23 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再検査 (1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （前号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 ア～オ [略] (3)・(4) [略] | [略] |
| 24～32 [略] | | 24～32 [略] | |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。